

# 犯罪被害者等支援条例について

## 1 条例制定の背景

誰もがある日突然、犯罪等に巻き込まれ、被害者やその家族又は遺族になる可能性がある。犯罪等に巻き込まれたときは、直接的な被害により心身に影響を受け、日常生活を送ることが困難な状況になるほか、経済的な負担や再被害、周囲の無理解や配慮に欠けた対応による間接的な被害に苦しめられることも少なくない。

国は、平成16年12月「犯罪被害者等基本法」を制定し、同法第5条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とする。

**長野県**は、令和4年3月「長野県犯罪被害者等支援条例」を制定した。

**他市区町村**は、全国1,721市市区町村のうち606市市区町村(35.2%)、県内77市町村のうち6市町村(坂城町・泰阜村・佐久市・千曲市・下條村・木祖村)が条例制定した。(令和5年4月1日現在)※中野市が6月23日制定

※今年度制定予定は、東御市(9月)・飯山市(9月)・長野市(12月)

※来年度制定予定は、長和町

**上田市**は、人権尊重のまちづくり条例に基づく人権施策基本方針において、分野別施策として犯罪被害者等を位置付け、啓発等の施策を実施してきたが、犯罪被害者等が置かれた状況に応じた適切かつ途切れることのない支援を行うため、本年度中の条例制定を目指すこととなった。

## 2 犯罪被害者等支援条例骨子案

### (1) 目的

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。

### (2) 用語の定義

ア 犯罪等 ※1	犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
イ 犯罪被害者等 ※2	犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族
ウ 市民等	市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者並びに市内で活動する者
エ 関係機関等	国、県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に關係する者
オ 二次被害	犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受けける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害
カ 再被害	犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害

※1 「犯罪」殺人、強盗、放火、不同意性交、傷害等、刑法その他の刑罰法規の規定により刑罰を科せられる行為

「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」刑罰を科せられる行為ではないが、それに類する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為。例として虐待、DV、ストーカー行為、性暴力等が該当

※2 「家族又は遺族」事実婚やパートナーシップの事情にある方を含む。

### (3) 犯罪被害者等への支援の基本理念

関係機関等との適切な役割分担のもと、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- ア 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行われること。
- イ 犯罪被害者等の心に寄り添い、受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われること。
- ウ 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく行われること。

#### (4) 市の責務並びに市民等及び事業者の役割

市の責務	基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、実施する。
市民等の役割	基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせ、又は犯罪被害者等を地域で孤立させないよう十分配慮するとともに、市又は関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努める。
事業者の役割	基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、事業を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市又は関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努める。 犯罪被害者等の就労に十分に配慮するとともに、必要な支援を行うよう努める。

#### (5) 市の基本的施策

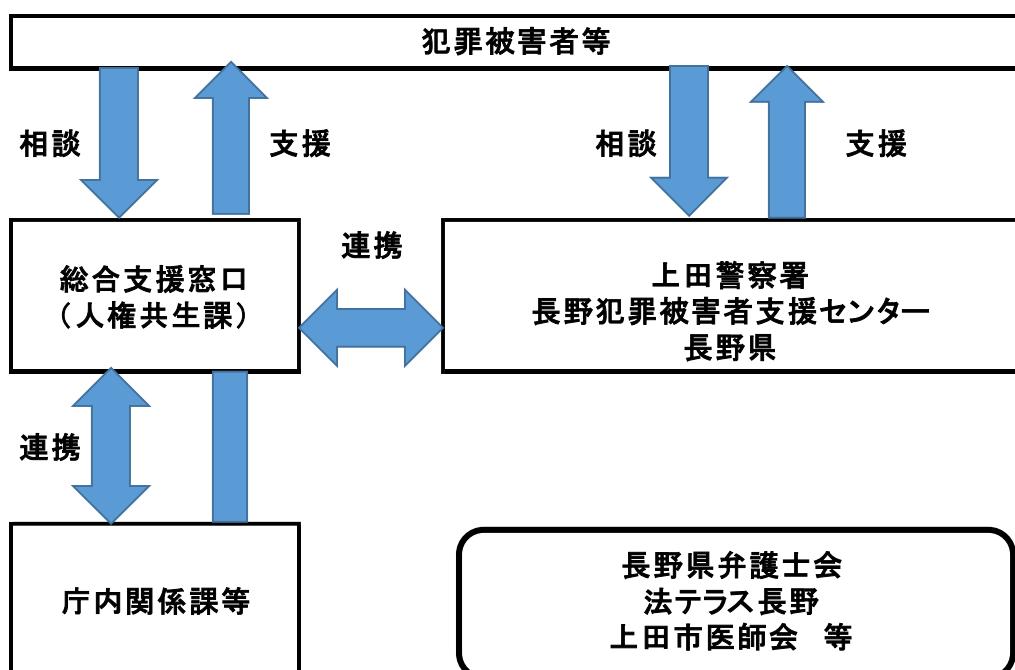
①	相談及び情報の提供等	・犯罪被害者等が直面する問題への応相談 ・必要な情報の提供及び助言 ・関係機関等との連絡調整 ・これらの支援を総合的に行うための窓口の設置
②	日常生活の支援	・犯罪被害者等が早期から円滑に日常生活を営むことができるようになるための支援 ・日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の支援
③	居住の安定	・犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、二次被害及び再被害を防止するための支援
④	雇用の安定	・犯罪被害者等の雇用の安定を図るための支援 ・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について、事業者の理解を深めるための啓発その他の支援
⑤	経済的負担の軽減	・犯罪等に起因する経済的な負担軽減を図るための支援 ・経済的な助成に関する情報の提供、助言その他必要な支援
⑥	市民等及び事業者の理解の促進	・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないための広報、啓発、教育の充実その他の施策
⑦	教育活動の推進	・学校、家庭及び地域社会と連携し、命を大切にし、人権を尊重するための教育活動の推進
⑧	人材育成	・犯罪被害者等の支援の充実を図るための施策 ・犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他の施策
⑨	民間支援団体への支援	・民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進するための支援 ・犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の支援

(6) 施行日 令和6年4月1日

## 国、県、市の役割

	国	県	市
支援の方向性の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国的な方向性           <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等基本法</li> <li>・施策の策定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県全域の方向性           <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等支援条例</li> <li>・施策の策定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市域の方向性           <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等支援条例</li> <li>・施策の策定</li> <li>・一般施策の拡充</li> </ul> </li> </ul>
施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国的な取組           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に対する支援</li> <li>・犯罪被害者等給付金の給付</li> <li>・犯罪被害者等の置かれた状況等の統一的な事項の周知など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域性、専門性が求められる取組           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に対する支援</li> <li>・見舞金の給付</li> <li>・損害賠償請求並びに刑事手続き及びその進捗状況に関する情報提供</li> <li>・長野犯罪被害者支援センターに対する支援</li> <li>・県営住宅優先入居など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民に一番身近な基礎自治体としての取組           <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談及び情報の提供等</li> <li>・日常生活の支援</li> <li>・居住の安定</li> <li>・雇用の安定</li> <li>・経済的負担の軽減</li> <li>・市民等及び事業者の理解の促進</li> <li>・民間支援団体への支援など</li> </ul> </li> </ul>
県、市町村、警察署、福祉機関等における連携体制の構築			

## 支援体制



## 基本的施策の比較(基本法、県条例及び上田市条例骨子(案))

犯罪被害者等基本法	長野県犯罪被害者等支援条例	上田市犯罪被害者等 支援条例骨子案
相談及び情報の提供等 (第 11 条)	(第 12 条) →	
保健医療サービス及び福祉サービス の提供 (第 14 条)	心身に受けた影響からの回復 (第 13 条) 日常生活の支援 →	日常生活の支援 ※心身に受けた影響からの 回復、安全の確保を含む。
安全の確保 (第 15 条)	(第 15 条)	
居住の安定 (第 16 条)	→ (第 16 条) →	
雇用の安定 (第 17 条)	→ (第 17 条) →	
給付金の支給に係る制度の充実等 (第 13 条)	経済的負担の軽減 (第 18 条) →	
損害賠償の請求についての援助等 (第 12 条)	損害賠償請求に関する情報の提 供 (第 19 条)	(他団体の施策に委ねる)
刑事に関する手続への参加の機会を 拡充するための制度の整備等 (第 18 条)	刑事に関する手続及びその進捗 状況に関する情報の提供 (第 20 条)	(他団体の施策に委ねる)
保護、捜査、公判等の過程における 配慮等 (第 19 条)		
国民の理解の増進 (第 20 条)	県民の理解の増進 (第 21 条)	市民等及び事業者の 理解の促進
	学校における教育 (第 22 条)	教育活動の推進
調査研究の推進等 (第 21 条)	人材の育成 (第 24 条) →	
民間の団体に対する援助 (第 22 条)	→ 民間支援団体に対する支援 → (第 23 条)	

## 被害者の声(要望)の施策への反映

主な被害者等の声	求められる支援
<b>【相談窓口・情報提供】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市役所内をたらい回しにならないような支援をしてほしい。</li> <li>十分な情報が得られないため、どこに行けばよいか教えてほしい。</li> <li>パンフレットをもらつただけでは分からない。</li> </ul>	<b>【相談及び情報の提供等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合窓口の設置</li> <li>必要な情報提供及び助言</li> <li>関係機関等との連絡調整</li> </ul>
<b>【精神面・経済面・身の回りのこと】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常の身の回りのことが手につかなくなる。</li> <li>自宅に住めなくなる。</li> <li>仕事に行けなくなる。</li> <li>経済的負担や精神的負担が大きい。</li> </ul>	<b>【各種支援】</b> ※被害者等が置かれた状況に応じた支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>日常の身の回りの支援(日常生活の支援)</li> <li>住居面での支援(居住の安定)</li> <li>就労面での支援(雇用の安定)</li> <li>経済的負担の軽減</li> </ul>
<b>【二次被害・再被害】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>当事者が知らないうちに写真・氏名が報道、SNS等でさらされる。</li> <li>ネット上の誹謗中傷、事実と異なる書き込み</li> <li>周囲や行政、学校関係者の心無い言葉</li> <li>加害者からの再被害</li> </ul>	<b>【二次被害・再被害の防止】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民等、事業者等の理解の促進</li> <li>インターネット利用のモラルの教育・啓発</li> <li>教育活動の推進</li> <li>加害者からの再被害の防止</li> </ul>

## 犯罪被害者等支援条例制定スケジュール(案)

